

介護保険特集号

平成27年4月20日発行
発行 草加市健康福祉部長寿・介護福祉課
〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号

第六次草加市高年者プラン

「第6期草加市介護保険事業計画」

「第7期草加市高年者福祉計画」

が策定されました



平成12年4月からスタートした介護保険制度。制度導入後、さらに制度の充実を図るために、3年ごとに制度の内容や介護保険料の見直しが行われており、平成27年度から29年度までの3か年の計画「第六次草加市高年者プラン」が策定されました。

第六次草加市高年者プランのポイント

介護保険料が
変わります

→ 2面

特別養護老人ホームの
入所対象の変更等の
制度改正があります

→ 3面

認知症施策の
充実を図ります

→ 4面

お問い合わせ先 草加市 長寿・介護福祉課 ☎922-0151(代表) Fax922-3279

- 要介護認定に関するお問い合わせ…………… 922-1414(認定係)
- 保険給付に関するお問い合わせ…………… 922-1421(給付・地域支援係)
- 介護保険料に関するお問い合わせ…………… 922-1376(保険料係)
- 認知症施策等に関するお問い合わせ…………… 922-1281(相談支援係)
- 高年者施策の企画等に関するお問い合わせ…………… 922-1342(長寿企画係)

平成27年度から平成29年度 介護保険料が変わります

みなさんが納める介護保険料は、介護保険の大切な財源となります。

65歳以上の方の介護保険料は、草加市高年者プランにおいて、高年者人口や要支援・要介護認定者数、介護サービスがどのくらい必要になるかなどを見込み、3年ごとに見直しています。

市では次のような理由により介護保険料の見直しを行い、平成27年度から29年度の介護保険料を算定しました(表1)。

見直す理由

1

高年者人口の増加

高年者人口は年々増加しており、平成27年4月1日現在での高齢化率は22.9%(約5人に1人が高年者)となっています。

高年者人口の推移(平成27～29年は推定)

年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
人口(人)	48,705	51,571	53,931	56,103	57,725	58,869

※各年4月1日現在

見直す理由

2

介護サービス費用の増加

介護サービス費用のうち、1割(*)は本人が負担し、9割は「介護給付費」として介護保険料や公費(税金)でまかなわれます。介護給付費は年々増加傾向にあり、平成29年度には、平成24年度と比較するとおよそ1.5倍になる見込みです。
※一定以上の所得がある方は本人負担2割となります。

草加市の介護給付費の推移(平成27～29年度は推定)

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
費用(億円)	92.4	100.9	111.2	118.4	132.3	150.7

見直す理由

3

介護保険の財源

介護給付費の財源内訳は以下のとおりで、介護保険料と公費(税金)が半分ずつとなっています。介護給付費全体の22%が65歳以上の方の介護保険料でまかなわれています。(これは以前の平成24年度から平成26年度までの割合であった21%から1%の上昇となったものです。)

介護保険の財源内訳(利用者負担分は除く)

財源	割合
国	25%
都道府県	12.5%
市町村	12.5%
公費(税金)	50%
介護保険料	50%

65歳以上の介護保険料 22%
40歳～64歳の介護保険料 28%

※サービス、事業内容によって財源割合が異なります。

見直す理由

4

新たな介護保険施設の整備

●特別養護老人ホーム
(小規模特養を含む) 149床
※平成29年度整備予定

●認知症対応型共同生活介護
(グループホーム)の整備 36床
※平成28年度 1施設整備予定 ※平成29年度 1施設整備予定

表1 平成27年度から29年度の介護保険料(年額)

納付通知書は、6月中旬の発送を予定しております。

所得段階	新しい介護保険料所得段階区分	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者●住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ●住民税非課税世帯で前年の合計所得と課税年金収入の合計額が80万円以下の方	29,820円
第2段階	住民税非課税世帯で前年の合計所得と課税年金収入の合計額が80万円超120万円以下の方	39,960円
第3段階	住民税非課税世帯で前年の合計所得と課税年金収入の合計額が120万円超の方	44,730円
第4段階	本人が住民税非課税で前年の合計所得と課税年金収入の合計額が80万円以下の方(世帯に住民税課税者がいる場合)	51,890円
第5段階	本人が住民税非課税で前年の合計所得と課税年金収入の合計額が80万円超の方(世帯に住民税課税者がいる場合)	59,650円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	71,580円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	77,540円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	89,470円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	101,400円
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	110,350円
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上の方	119,300円

◆年間保険料額の算定において、10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。

※老齢福祉年金受給者とは、原則として明治44年4月1日以前に生まれた方です。 ※課税年金収入金額とは、老齢・退職年金のことをいい、遺族年金・障害年金を除きます。

※なお、第1段階の方は、国・県・市から公費を投入して更に負担を軽減します(29,820円の保険料が公費投入により26,840円に下がります)。

※第1段階、第2段階の方で一定の要件を満たした方は減免の対象となります。 詳しくは、保険料係までお問い合わせ下さい。

特別養護老人ホーム入所をご検討の方へ

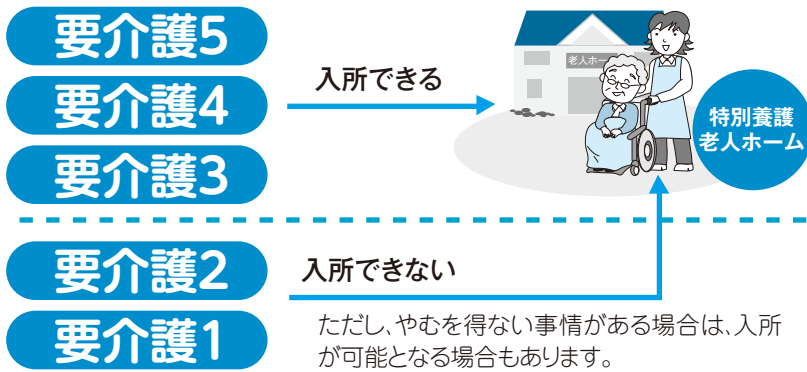
平成27年4月から

特別養護老人ホームの新規入所対象が変わります

特別養護老人ホームは、これまで要介護1から入所できましたが、これからは、原則、**要介護3以上の高年者**に入所が限定されます。※

ただし、要介護1、2の方について、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難である場合には、入所が可能となる場合があります。

※平成27年4月までに既に入所されている要介護1、2の方は引き続き入所できます。



介護保険サービスの利用者負担変更のお知らせ

平成27年8月から

一定以上所得がある方の利用者負担が変わります

①負担割合が2割に変わります

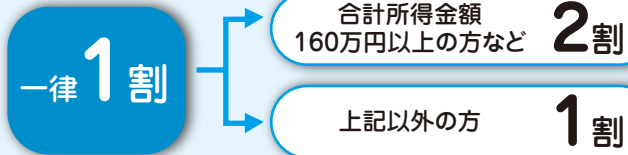
介護保険サービスの利用者負担割合は一律1割でしたが、**所得が一定以上ある65歳以上の方**についての利用者負担割合が2割に変更となる予定です。

自己負担が2割となるのは、**合計所得金額が年間160万円以上で年金収入等とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円の方**となる予定です。



平成27年7月までの負担割合

平成27年8月からの負担割合



高額介護サービス費(右記参照)の支給による負担上限があるため、2割対象者すべてが2倍の負担になるわけではありません。

②高額介護サービス費の限度額の一部が変わります

介護保険では、1ヵ月ごとの利用者負担が限度額を超えたとき、申請によりその超えた額を高額介護サービス費として払い戻しを受けます。

その限度額のうち、**医療保険の現役並み所得※に相当する方**について、月額37,200円から44,400円に引き上げられる予定です。また、その他の方の限度額については、据え置きとなる予定です。

※課税所得145万円以上で年収が520万円(単身世帯の場合で383万円)以上などの方です。

平成27年7月までの負担割合		平成27年8月からの負担割合	
一般	37,200円(世帯)	現役並み所得相当	44,400円
		一般	37,200円
住民非課税世帯等	24,600円(世帯)	据え置きとなります	
年金収入80万円以下等	15,000円(個人)		
生活保護受給者等	15,000円(世帯)		

低所得の方への施設入所等の居住費・食費の軽減についての支給基準が変わります

平成27年8月から

施設入所等にかかる費用のうち居住費及び食費については、原則、本人の自己負担となりますが、低所得の方(住民税非課税世帯)は、申請によりその居住費及び食費の負担を軽減する補足給付があります。

この補足給付について、平成27年8月からは、世帯が別の配偶者が課税されている場合、また、一定以上の預貯金等がある場合は、給付の対象外となる予定です。

要介護認定者の障害者控除について

65歳以上の要介護1～5の認定を受けている方は、税金の申告(所得税や住民税)の際に、草加市が発行する「障害者控除対象者認定書」を提示することにより、「障害者控除」として、一定金額を所得から差し引くことができます。

「障害者控除対象者認定書」の交付を希望される方は、長寿・介護福祉課に申請してください。

※身体障害者手帳など障害者手帳をお持ちの方は、その手帳で障害者控除が受けられますので、「障害者控除対象者認定書」は必要ありません。

●対象者は次の(1)～(3)までの条件を満たす人です。

(1) 65歳以上の方(64歳以下の方は、対象になりません)

(2) 要介護1～5の認定を受けている方(要支援1・2の方は、対象になりません)

① 要介護1～3の認定を受けている方は、障害者控除の対象です。

② 要介護4・5の認定を受けている方は、特別障害者控除の対象です。

(3) 要介護認定者本人もしくはその扶養者で、所得税や住民税が課税されている方

～みんなで支える認知症～

たとえ認知症になっても住み慣れた場所で、自分らしく暮らせるよう、草加市では、認知症の方やその家族を地域であたたかく見守り、支えるための事業を展開しています。

認知症の早期発見

認知症検診

認知症は、誰にでも起こりうる脳の病気によるもので、85歳以上では、4人に1人にその症状があると言われています。しかし、早期発見・早期治療により病気の進行を遅らせたり、早いうちから症状が進行した場合の準備をしておくことで、認知症になっても自分らしい生活を続けることができるようになります。

草加市では、平成26年度から認知症検診を実施しています。今年度の対象となる方は、この機会にぜひ受診しましょう。

●対象者

草加市に住所があり、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに、①60歳になる方 ②65歳以上の奇数年齢になる方

年齢	生年月日
60歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生
65歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生
67歳	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生
69歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生
71歳	昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生
※以降も1歳おきの年齢の人が対象となります。	

●受診期間

平成27年6月1日(月)～12月18日(金)まで

●受診方法

下表の医療機関で脳の健康度チェック票を記入し、医師の診察を受けてください。

●検診費用

無料

●持ち物

健康保険証、お薬手帳



※認知症検診は6月から始まります。

認知症を正しく理解する

認知症サポーター養成講座

認知症サポーターとは、認知症を理解し、認知症の方や家族を温かく見守る応援者のことです。認知症サポーターになるには、病気の理解、認知症の方への接し方等を学ぶ認知症サポーター養成講座の受講(概ね90分程度)が必要になります。

認知症サポーター養成講座は、地域包括支援センター等で開催しています。



認知症サポーターの証 オレンジリング



見守り

高齢者地域見守り(634)ネットワーク事業

関係行政機関やガス会社、郵便、宅配事業、商店等の民間事業者の皆さんに『協力事業者』として登録してもらい、日常の事業活動を通じて気がついた高齢者の異変を市や地域包括支援センターに連絡・通報してもらう仕組みです。

草加市では、高齢者の見守りを実施して下さる『協力事業者』を随時募集しています。

登録していただいた事業者には、ステッカーと登録証を交付します。



家族を支える

介護者のつどい

介護をされている方同士で語り合いや情報交換をする交流会を行っています。

今まで介護されていた方やこれから介護される方も、お気軽にご参加ください。



認知症検診実施医療機関		新里町	みなみ草加クリニック
青柳	かとうファミリークリニック、虎溪医院、正務医院	氷川町	石井外科医院、大里内科医院、児玉医院、メディクス草加クリニック、山崎胃腸科内科クリニック
北谷	埼玉草加病院、瀧澤医院	松江	かたい内科クリニック、草加松原整形外科医院
栄町	草加脳神経外科クリニック、高木クリニック、松野クリニック	松原	大城クリニック、臼田診療所、松本医院
新栄	しんえいクリニック、二宮病院、平田クリニック	谷塚	中町クリニック、肥田医院、鳳永病院
新善町	レン・ファミリークリニック	谷塚上町	さくら整形外科
住吉	内藤クリニック	柳島町	柳島クリニック
草加	何川医院、草加内科呼吸ケアクリニック	八幡町	たいよう内科クリニック
高砂	内山内科小児科医院	吉町	神谷医院、草加永大クリニック、たかぎ医院
中央	中田医院、山崎クリニック	両新田西町	草加西部クリニック
苗塚町	いしどりクリニック	八潮市	22医療機関(詳しくは、お問い合わせください)
西町	さかの医院、たなか内科・循環器科クリニック		

高齢者の総合相談窓口

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の生活を支えるために市が設置しているセンターです。総合相談窓口として、お気軽にご相談ください。(お住まいの地域により担当のセンターが決まっています。)

センター名	所在地	電話番号	FAX	お住まいの地域
谷塚・瀬崎	谷塚上町704-3	929-3613	929-3612	谷塚町、谷塚1～2、瀬崎1～7
谷塚西部	新里町989-1	929-0014	929-5222	谷塚上町、谷塚仲町、両新田東町、両新田西町、新里町、柳島町、遊馬町
草加中央・稲荷	吉町2-2-21	959-9133	922-3801	神明1～2、住吉1～2、高砂1～2、手代町、吉町1～5、稲荷1～6、中央1～2
草加西部	草加4-5-1	946-7030	942-7582	草加1～5、西町、氷川町
松原・草加東部	松江1-1-32	932-6775	932-6779	松原1～5、栄町1～3、松江1～6
安行	苗塚町200-2	921-2121	928-8989	原町1～3、北谷1～3、北谷町、小山1～2、花栗1～4、苗塚町
川柳・新田東部	青柳8-52-37	932-7007	931-0993	柿木町、青柳1～8、青柳町、八幡町、中根1～3、弁天1～6
新田	新善町6	946-0520	946-0523	新栄1～4、長栄1～4、清門1～3、旭町1～6、金明町、新善町